

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 株式会社きんでん

【英訳名】 KINDEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 前田 幸一

【最高財務責任者の役職氏名】 -

【本店の所在の場所】 大阪市北区本庄東2丁目3番41号

【縦覧に供する場所】 株式会社きんでん
東京本社
(東京都千代田区九段南2丁目1番21号)
京都支店
(京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地(新京都市タービル))
神戸支店
(神戸市中央区浜辺通4丁目1番1号)
奈良支店
(奈良市大安寺6丁目20番8号)
和歌山支店
(和歌山市十一番丁47番地)
滋賀支店
(滋賀県草津市野路東7丁目3番49号)
中部支社
(名古屋市中村区名駅1丁目1番4号(JRセントラルタワーズ))
中国支社
(広島市西区横川町2丁目13番5号)
九州支社
(福岡市博多区祇園町7番20号(博多祇園センタープレイス))
北海道支社
(札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル))
東北支社
(仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー))
四国支社
(高松市福岡町3丁目4番8号)
横浜支社
(横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号(クイーンズタワーC棟))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注) 東京本社並びに京都支店、神戸支店及び奈良支店を除く支店、支社は金融商品取引法の規定による縦覧に供するべき支店ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供するものである。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 前田幸一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、その他の連結子会社及び持分法適用関連会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成27年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

評価に当たり、付記すべき事項はない。

5【特記事項】

評価に当たり、特記すべき事項はない。